

## 役員退職慰労金支給規程

社団法人 外航船員医療事業団

[昭和57年 4月1日制定]

[平成10年 4月1日改定]

[平成10年 7月1日改定]

[平成14年12月1日改正]

(総 則)

第 1 条 社団法人 外航船員医療事業団の役員(非常勤役員を除く。以下同じ。)に対する退職慰労金の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職慰労金の受給者)

第 2 条 退職慰労金は、役員が退職したときはその者に、役員が死亡したときは、その遺族に支給する。

2 前項の遺族の範囲及び順位は、労働基準法(昭和22年法律第49号)に定めるところによる。

(適用除外)

第 3 条 役員が職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められ解任されたときは、本規程は適用しない。

(退職慰労金の額)

第 4 条 退職慰労金の額は、在職期間1ヵ月につき、役員が退職し、または、死亡した日におけるその者の俸給月額に100分の15を乗じて得た金額とする。

(退職慰労金の増額)

第 5 条 役員が職務上特に功労があったと認めるときは、会長は、その功労等を考慮して増額することができる。

(在職期間の計算)

第 6 条 退職慰労金の算定の基礎となる在職期間の月数の計算は、役員に就任した日から起算して暦に従って計算するものとし、1ヵ月に満たない端数が生じたときは、これを1ヵ月とする。

(再任等の場合の取扱)

第 7 条 役員が任期満了の日またはその翌日において再び同一の役職の役員に就任した場合は、その者の退職慰労金の支給については、引続き在職したものとみなす。

2 役員が任期満了の日以前またはその翌日において役職を異にする役員に就任したときは、その者の退職慰労金の支給については、その選任の日の前日に退職したものとみなす。

(退職慰労金の支給)

第 8 条 退職慰労金は、法令で定められた控除すべき額を控除して、残額を通貨で支給する。

(役員の内任期)

第 9 条 役員の内任期は、原則として、65歳までとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。この場合においても、原則として70歳に達するまでとする。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成10年7月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成14年12月1日から実施する。

参考資料

1. 平成10年4月1日改定 第4条（退職慰労金の額）  
俸給月額の100分の25を100分の15に改定する。
  
2. 平成10年7月1日改定 第4条（退職慰労金の額）  
俸給月額 専務理事 590,000円→500,000円  
常務理事 480,000円→400,000円  
にそれぞれ改定する。
  
3. 平成14年12月1日改正 第9条（役員の在任期限）  
新たに制定する。